第四章　行方不明者の発見時の措置

（行方不明者を発見した警察職員等の措置）

第二十五条　警察職員は、行方不明者を発見し又はその死亡を確認したときは、速やかに、当該行方不明者を発見し又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長にその旨を報告しなければならない。

2　警察署長は、前項の規定により行方不明者を発見した旨の報告を受けたときは、当該行方不明者の生命又は身体の安全を確認するとともに、当該行方不明者及び届出人の意思を尊重しつつ、当該行方不明者に対して、届出人その他関係者に連絡するよう促すなどの措置をとらなければならない。

3　警察署長は、第一項の規定により報告を受けたときは、行方不明者発見票を作成しなければならない。

4　警察署長（受理署長を除く。）は、行方不明者について、第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに、受理署長に対して、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該行方不明者を発見し又はその死亡を確認した日時、場所及び状況

二　当該行方不明者に対してとった措置

三　当該行方不明者から聴取した事項

5　警察署長（受理署長を除く。）は、前項の規定により通知する場合においては、あらかじめ警察本部長に報告した後、直接に、又は警察本部長を通じてこれを行わなければならない。

（届出人に対する通知）

第二十六条　受理署長は、行方不明者が発見されたとき又はその死亡が確認されたときは、速やかに、届出人に対して、発見又は死亡確認の日時、場所、状況その他の必要な事項を通知しなければならない。ただし、当該行方不明者の意思その他の事情を考慮して適当と認めるときは、通知をしないこと又は通知をする事項を限ることができる。

2　前項本文の規定にかかわらず、当該行方不明者が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、当該行方不明者の同意がある場合を除き、届出人に対して、前項に規定する通知をしないものとする。

一　届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第二項に規定するストーカー行為をされていた場合

二　届出人から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けていた場合

（警察本部長等に対する報告等）

第二十七条　受理署長は、行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他行方不明者に係る記録の保管の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を行方不明者発見活動主管課長を通じて警察本部長に報告しなければならない。

2　行方不明者発見活動主管課長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を警察庁生活安全企画課長に報告しなければならない。

3　警察庁生活安全企画課長は、前項の規定による報告を受けたときは、第八条第三項の規定により保管する当該行方不明者の記録を抹消しなければならない。

（本部鑑識課長等に対する報告）

第二十八条　警察署長は、第十五条、第十六条又は第二十条第三項の規定により受理票の写し又は身元不明死体票を送付した後において、当該受理票の写しに係る行方不明者が発見され又はその死亡が確認されたとき、当該身元不明死体票に係る死亡者の身元が確認されたときその他当該受理票の写し又は身元不明死体票の保管の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を本部鑑識課長に報告しなければならない。

2　本部鑑識課長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を警察庁犯罪鑑識官に報告しなければならない。

（特異行方不明者手配の解除）

第二十九条　受理署長は、特異行方不明者手配に係る特異行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他特異行方不明者手配の必要がなくなったと認めるときは、特異行方不明者手配を解除しなければならない。

2　前項の規定による特異行方不明者手配の解除は、特異行方不明者手配解除通報書により行わなければならない。

3　受理署長は、第一項の規定により特異行方不明者手配を解除する場合においては、あらかじめ警察本部長に報告した後、直接に、又は警察本部長を通じてこれを行わなければならない。

第五章　雑則

（行方不明者届がなされていない場合等の特例）

第三十条　警察署長は、行方不明者届がなされていない場合又は行方不明者届をしようとする者が第六条第一項各号に掲げる者でない場合であっても、生活の本拠を離れその行方が明らかでない者のうち、第二条第二項各号のいずれかに該当すると認められるもの、他の法令に基づき行方の調査等を求められたものその他特に必要があると認められるものについて、この規則による措置をとることができる。

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

別記様式（第六条関係）

行　方　不　明　者　届　出　書

※	警察署	※受理番号	
※取　扱　者	階級　　課（係） 氏名		㊞
※受理年月日時	年　月　日　午前・後　時　分		
行方不明者	住　所	連絡先（　　）	
	職　業	勤務先（学校名） （　　）	
	ふりがな 氏　名		㊞
	生年月日・性別	年　月　日（　歳）　男・女	

上記の行方不明者について届出をします。

年　月　日

警察署長　殿

届出人　住居
職業
氏名
続柄
（行方不明者との関係）
（電話
）

備考　1　※の欄には、記載しないこと。

2　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。